令和 8 年 6 月 26 日
令和 8 年 9 月 1 日 改定

令和 8 年度独立行政法人日本スポーツ振興センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「令和 8 年度独立行政法人日本スポーツ振興センター調達等合理化計画」を以下のとおり定める。

1 調達の現状と要因の分析

(1) JSC における令和 7 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 189 件、契約金額は 137 億円である。また、競争性のある契約は 103 件（54.5%)、34 億円（24.5%)、競争性のない随意契約は 86 件（45.5%)、103 億円（75.5%）となっている。

競争性のある契約については、金額が大きく減少した。これは、令和 6 年度に「災害共済給付システムの設計・開発及び運用・保守業務（44 億円)」や「ハイパフォーマンススポーツセンター管理・運営業務委託（46 億円)」の複数年に渡る大型契約の更新等があったことに対して、令和 7 年度では 5 億円を超える契約がなかったことが大きく影響している。１億円を超える契約で見ると、令和 6 年度は 14 件合計 127 億円だったのに対し、令和 7 年度は「災害共済給付業務に係るクラウド型仮想デスクトップ等の次期職員環境構築業務（4.7 億円)」、「日本スポーツ振興センター国立代々木競技場電気設備改修工事（4.2 億円)」及び「ハイパフォーマンススポーツセンターで使用する電気一式の調達（3.3 億円)」を含む 10 件合計 23 億円であった。

調達件数は、ハイパフォーマンススポーツセンターにおいて令和 6 年度に中長期的な観点から競技力強化を支える基盤整備を推進するため、設備機器の更新に重点的に取り組んでいたことなどが要因となり、減少した。

競争性のない随意契約についても、金額が大きく減少した。これは、「スポーツ振興くじ事業における広告宣伝・広報業務」について、令和 6 年度は令和 6 年度施策に係る契約（51 億円）及び令和 7 年度施策に係る契約（51 億円）の締結が行われたことに対して、令和 7 年度は令和 8 年度施策に係る契約（63 億円）のみとなったことが大きな要因となっている。

調達件数は競技力向上事業において令和 7 年度に実施した中央競技団体への委託事業の契約が増加した一方で、令和 7 年度から国立競技場を民間事業化したことに加え、同年度は受託事業関連の契約が減ったことなどから、減少した。

また、政府全体で進められている諸施策については、官公需における価格転嫁・取引適正化の取組として、令和 7 年 10 月以降に公告を行った複数年度にわたる契約を対象に、契約期間中に物価上昇等が発生した場合の契約金額の変更に係る条項を設け、取引の適正化を推進した。

表 1 令和 7 年度の JSC の調達全体像及び前年度比較 （単位：件、億円）

	令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	121 (55.5%)	142 (49.1%)	102 (54.0%)	33 (24.4%)	△19 (△15.7%)	△108 (△76.5%)
企画競争・公募等	2 (0.9%)	1 (0.2%)	1 (0.5%)	0 (0.1%)	△1 (△50.0%)	△1 (△70.5%)
競争性のある契約（小計）	123 (56.4%)	142 (49.3%)	103 (54.5%)	34 (24.5%)	△20 (△16.3%)	△109 (△76.4%)
競争性のない随意契約	95 (43.6%)	146 (50.7%)	86 (45.5%)	103 (75.5%)	△9 (△9.5%)	△43 (29.4%)

合　計	218 (100%)	288 (100%)	189 (100%)	137 (100%)	△29 (△13.3%)	△152 (52.6%)

（注 1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注 2）比較増△減の（　）書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。
（注 3）少額随契案件を除く。

（2）JSC における令和 7 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 42 件（40.8%）、契約金額は 12 億円（35.2%）であった。件数としては、一者応札割合の減に伴い、改善が見られた。金額は、令和 6 年度は複数年に渡る大型契約の「ハイパフォーマンススポーツセンター管理・運営業務委託（46 億円）」が一者応札となったのに対し、令和 7 年度は大型契約がなかったことが大きな要因である。

表 2　令和 7 年度の JSC の一者応札・応募状況及び前年度比較　　（単位：件、億円）

		令和 6 年度	令和 7 年度	比較増△減
２者以上	件数	58　(47.2%)	61　(59.2%)	3　(5.2%)
	金額	71　(50.1%)	22　(64.8%)	△49　(△69.5%)
１者以下	件数	65　(52.8%)	42　(40.8%)	△23　(△35.4%)
	金額	71　(49.9%)	12　(35.2%)	△59　(△83.4%)
合　計	件数	123　(100%)	103　(100%)	△20　(△16.3%)
	金額	142　(100%)	34　(100%)	△109　(△76.4%)

（注 1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注 2）合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募等）を行った計数である。
（注 3）比較増△減の（　）書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度伸率である。

2　重点的に取り組む分野（【　】は評価指標）

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募の改善及び競争性の拡大の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

（1）一者応札・応募の改善

①　発注見通しの事前公表

一者応札・応募の改善として、「発注見通し」を JSC のホームページに掲載し、毎月掲載内容の更新を行うことにより、受注希望者へより精度の高い情報提供を引き続き行う。

【「発注見通し」の掲載対象案件に対する掲載件数（前年度実績比率以上）】

②　一者応札・応募となった原因等の把握

入札説明書等を取得した事業者で入札に参加しなかった者から意見を聴取するなど、一者応札・応募となった原因等を把握し、次回以降の調達に活用していく。

【「意見聴取」の対象案件に対する聴取実施件数（前年度実績比率以上）】

（2）消耗品等の共同調達の推進

業務の合理化及び業務効率化を図るため、他独立行政法人等と連携して、物品等の共同調達の実施を推進する。

【共同調達の実施状況】

(3) 官公需における価格転嫁・取引適正化の推進

官公需における価格転嫁・取引適正化の取組については、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」（令和 8 年 4 月 6 日）を踏まえ、必要な検討や取組を進める。

【価格転嫁・取引適正化に関する取組の実施状況】

(4) PFI 事業の活用

新たに取り組むべき施設等は当面は想定されていないが、今後の調達可能性や事業特性を踏まえ、政府における PPP／PFI 推進の方針を踏まえつつ、必要に応じて検討を行う。

3 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された適正契約検証チーム（総括責任者は財務部を担当する理事）に報告し、JSC 会計規則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない場合において随意契約を締結せざるを得ない案件については、事後的に報告を受けることとする。

【点検対象案件に対する点検実施件数（前年度実績比率以上)】

(2) 契約マニュアルの充実

平成 27 年度より取り組んできた契約マニュアルの整備を令和 8 年度においても引き続き行い、契約マニュアルの充実を図る。

【当該取組の実施状況】

(3) 契約事務に関する情報提供

契約事務において、新たな取組や運用変更があった場合、グループウェアやメール等を活用し、情報共有を図る。

【情報提供の実施状況】

4 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5 推進体制

(1) 推進体制

調達等合理化計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部を担当する理事を総括責任者とする調達合理化検討会により調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務部を担当する理事
副総括責任者	財務部長
メンバー	総合企画部内部統制推進主幹及び財務部の各課長職

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2 か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6　その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、JSC のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。